

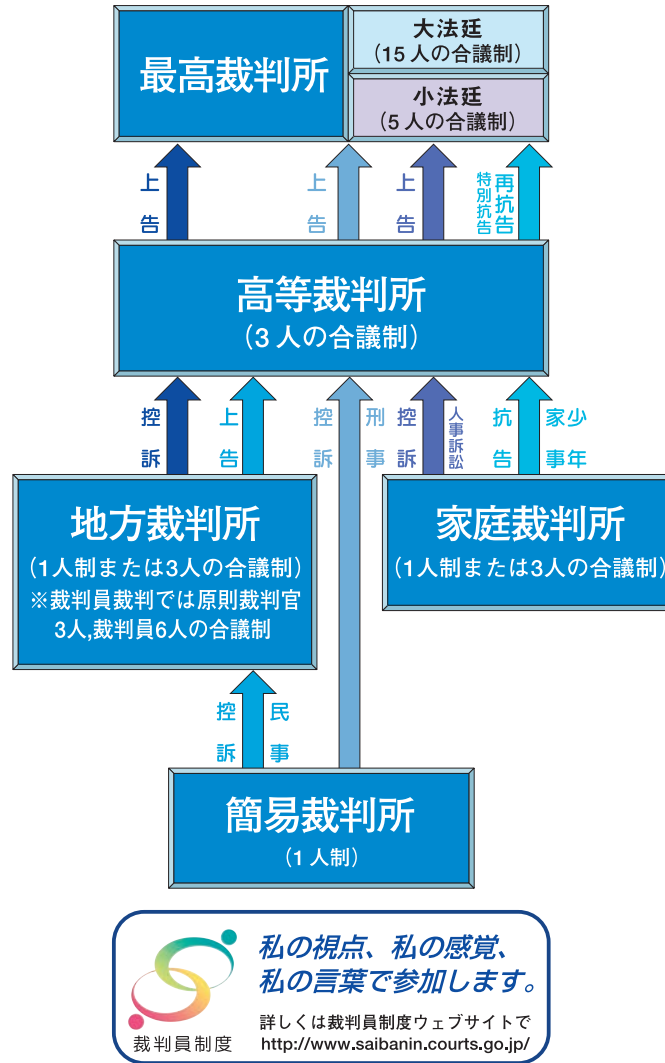
法廷で使われる裁判用語

裁判全般	しゅじんもん 主尋問・ はんたいじんもん 反対尋問	証人を申請した側が最初に行う尋問が主尋問、その後には相手方が行う尋問が反対尋問
	ゆうどうじんもん 誘導尋問	尋問する人が期待する答えがすでに問いの中に暗示されているような質問
民事裁判	そじょう 訴状・答弁書 はんびしよめん 準備書面	原告が訴えを提起するために裁判所に提出した書面が訴状、訴状に対する被告の応答を書いた書面が答弁書、自分の言い分を書いた書面が準備書面
	争点・証拠の整理、集中証拠調べ	争いのポイントや証拠を整理し、確定するのが争点・証拠の整理、証人等の尋問を集中的に行うのが集中証拠調べ
	にん 認 び 否	弁論の中で、相手方の主張する事実を争うかどうか答えること。争わない場合は「認める」、争う場合は「否認する」または「不知（知らない）」と述べます（争われた事実については、証拠によって証明しなければなりません。）。
	こうごうしやう 甲号証・ おつごうしやう 乙号証	原告が提出した書証（証拠書類）が甲号証、被告が提出した書証が乙号証
刑事裁判	こうそじじつ 公訴事実	起訴状に書かれている犯罪の内容（これを検察官が立証しなければなりません。）
	こうごうしやう 甲号証・ おつごうしやう 乙号証	検察官が請求する証拠のうち、目撃者や被害者の供述調書等が甲号証、被告人自身の供述調書等が乙号証
	同意・不同意	相手方が提出した書証を取り調べることを認める場合は「同意」、反対する場合は「不同意」と述べます（書証は、原則として、相手方の同意がなければ証拠とすることができません。）。
	ろんこくきゅうけい 論告求刑 べんろん 弁論	証拠調べが終わった後に、検察官が事実や法律の適用などについて述べる最終意見が論告（刑についての意見が求刑）、弁護人の最終の意見陳述が弁論（最終弁論）
	じょう 情 じょう 状	犯行の動機や被害弁償の有無など刑を決める上で参考となる事実

裁判所の種類

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5つの種類があります。

第一審の裁判に納得できないときは、上級の裁判所に不服を申し立てること（控訴等）ができ、その裁判に憲法の違反があるときなどには、更に上級の裁判所に不服を申し立てること（上告等）ができます。



法廷

GUIDE ガイド

裁判を傍聴する方々 のために